

船舶事故調査報告書

平成28年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	のり養殖施設損傷
発生日時	平成28年3月13日 14時50分ごろ
発生場所	宮城県仙台塩釜港塩釜第4区 花淵灯台から真方位056° 0.8海里付近 (概位 北緯38° 18.1′ 東経141° 05.9′)
事故の概要	プレジャーボート第三神海丸は、北進中、のり養殖施設に進入し、同施設が損傷した。
事故調査の経過	平成28年3月15日、調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 第三神海丸、5トン未満（長さ8.55m）
船舶番号、船舶所有者等	210-17572宮城、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 なし のり養殖施設 のり網が破損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の初期
事故の経過	本船は、約15ノットの対地速力で北進中、のり養殖施設に進入し、プロペラに同施設の網が絡まり、同施設が損傷した。 本船は、自力航行ができなくなり、海上保安庁の作業艇にえい航されて仙台塩釜港塩釜区に着岸した。 本船には、レーダー及びGPSプロッターはなく、船長は、目視のみで見張りを行っていた。 船長は、事前に水路調査を行っていなかったため、航行海域にのり養殖施設が設置されていることを知らなかった。
分析	本船は、船長が、航行海域にのり養殖施設が設置されていることを知らずに航行したことから、同施設に進入したものと考えられる。
原因	本事故は、船長が、航行海域にのり養殖施設が設置されていることを知らずに航行したため、本船が同施設に進入したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行する水域について、水路調査を十分に行い、養殖施設等の設置場所を把握しておくこと。